

空き家バンク活用促進補助金

○空き家の改修費や 不要物の撤去費用を補助します

今年度の4月以降に成約した物件について不要物の撤去費用や改修費に対して補助金を交付します。補助対象経費の詳細は、まちづくり推進課へお問い合わせください。

(1) 不要物の撤去の補助金

家財道具や建物以外の構造物などの撤去、運搬および廃棄に要する経費などの補助対象経費の2/3以内で20万円までを上限とし、補助します。

例えば…費用が35万円だった場合
 $35万円 \times 2/3$ [補助率] \div 23万円
 $\rightarrow 35万円 - 20万円$ [補助上限額]
= 15万円 [自己負担額]

(2) 空き家の改修費などの補助金

登録物件の補修、修繕、間取りの変更、増築および改修に要する経費などの補助対象経費の2/3以内で100万円までを上限とし、補助します。

例えば…費用が200万円だった場合
 $200万円 \times 2/3$ [補助率] \div 133万円
 $\rightarrow 200万円 - 100万円$ [補助上限額]
= 100万円 [自己負担額]

※利用登録者は補助を受けた日から5年以上、当該物件に定住することが条件です。

※町税の滞納がないことや契約相手方と3親等内の親族でないことが条件です。



まちづくり推進課 空き家バンク担当
 たのぶ ゆうすけ
田浦 佑将

貸したい！売りたい！そんな時には

和歌山県では、空き家を有効活用して、移住・定住の促進による、地域活性化を図るため、「空き家バンク制度」を実施しています。借りたい！買いたい！と希望される利用者はたくさんいますが、登録物件が少ないため、利用者へ紹介ができず、成約がなかなかできない状況です。あなたの持っている空き家は誰かにとって必要な空き家かもしれません。

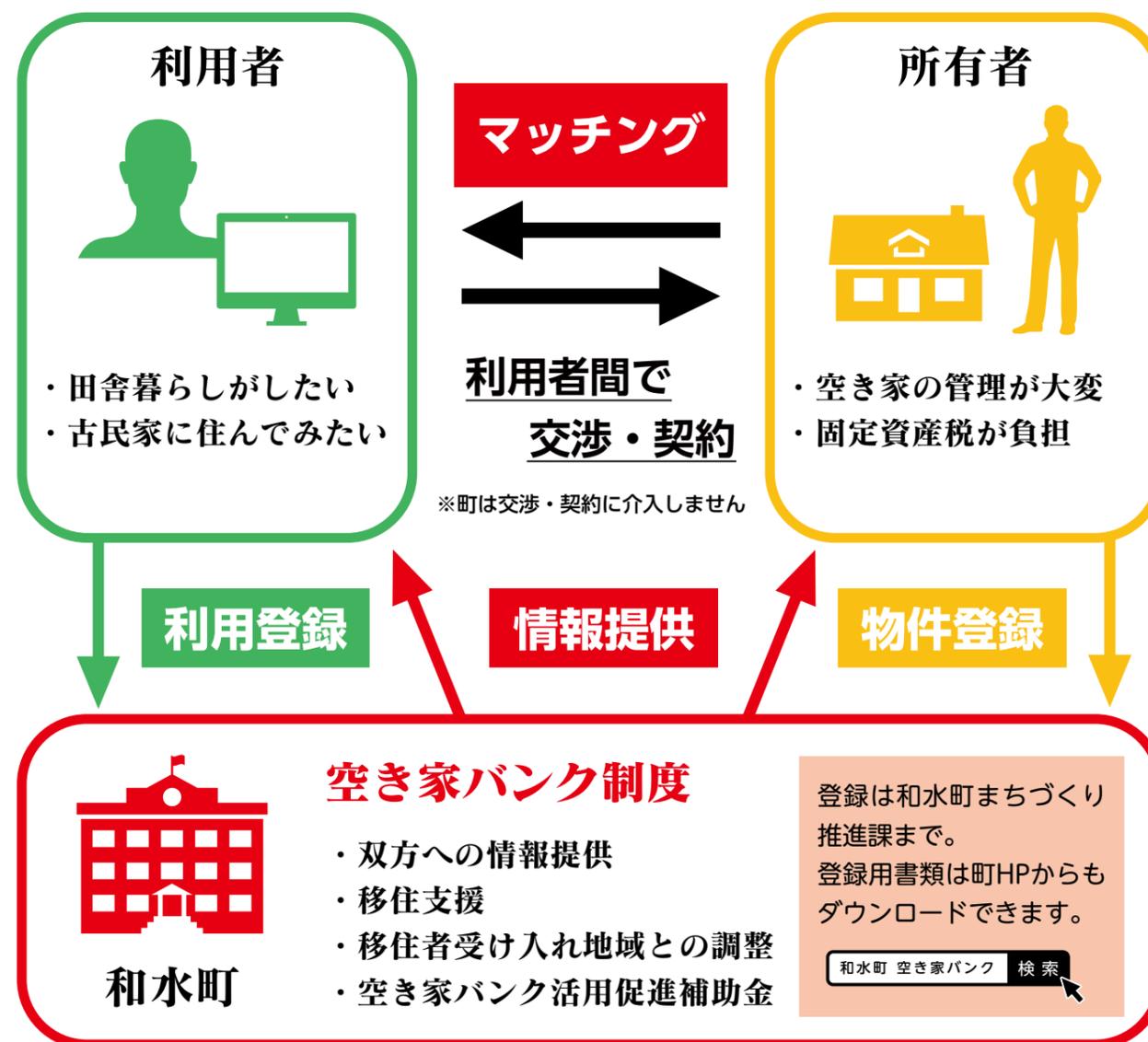
また、4月以降に成約した物件に対し、家財道具などの撤去や、改修などにも補助金を交付しています。

古い家でも大丈夫？家財が置きっぱなしになっているけど？など、悩まずお気軽にご相談ください。

問い合わせ先：まちづくり推進課
 ☎ 0968・86・5721

和歌山県 空き家バンク 検索

空き家バンク利用の流れ



step.1 利用登録、物件登録

物件を買いたい・借りたいと希望する人は利用登録申込書を、物件を売りたい・貸したいと思う人は物件登録申込書を提出します。まずは和歌山県まちづくり推進課にお問い合わせください。

step.2 空き家情報提供、内覧

町が物件登録一覧から希望者に気になる物件の情報を提供します。実際に内覧が可能な物件もあります。所有者には見学希望情報や進捗状況をご報告します。

step.3 利用者間で交渉・契約

利用者が物件交渉申込書、誓約書を提出し、利用者間で交渉・契約。希望があれば宅地建物取引業者に契約を依頼できます。移住後は地域活動などへの積極的な参加をお願いしています。